



五十嵐会長あいさつ

ごあいさついただいた来賓のみなさま



推薦決定のお礼と決意表明をする
平井鳥取県知事



河野鳥取労働局長



伊藤民主党鳥取県連代表



オープニング



前田鳥取県労働者福祉協議会理事長の音頭で乾杯

今年「新春のつどい」は躍動感あふれるヒップホップとベリーダンスで幕を開きました。冒頭、五十嵐美知義会長は「県内経済状況は依然厳しい。個人消費を増やすには賃金引上げが欠かせない。」と春季生活闘争への意気込みを強調するとともに、「安倍政権で着々と進められている労働者保護ルールの改悪を阻止しなければならぬ。そのためにも4月の統一地方選挙では、私たち働く者の立場で声をあげる地方議員を必ず当選させなければならぬ。団結してがんばろう。」と訴えました。

続いて、多くの来賓を代表して、平井鳥取伸治県知事、河野純伴鳥取労働局長、伊藤保民民主党鳥取県総支部連合会代表からあいさつを受けました。平井知事は県知事選挙推薦決定へのお礼とともに、「引き続き、連合鳥取と協力し雇用の創出に取り組んでいく。また、連合のめざす『女性の働きやすい職場環境づくり』は『子育て王国鳥取』の政策と通ずるものであり、子育て

1月23日(金)、白兔会館(鳥取市)に平井鳥取県知事、県・市町村議員、労働福祉団体、友好団体のみなさんと構成組織組合員の139人(うち女性30人・21.6%)が参加し、「2015新春のつどい」を盛大に開催しました。

て支援や雇用の『質の向上』をめざすことにより鳥取県を元気にしていく。」と決意を述べられました。また、昨年12月の衆議院議員選挙で連合鳥取が推薦し惜敗した湯原俊二さんからもお礼のあいさつがありました。

その後、前田厚彦鳥取県労働者福祉協議会理事長の音頭による乾杯で宴が始まり、鳥取県内から集まった参加者は和気あいあいと親交を深めました。

第18回統一地方選挙 鳥取県知事選挙に平井伸治さん推薦決定

連合鳥取は「第2回(拡大)執行委員会(2015.1.23開催)」において、3月26日(木)告示・4月12日(日)投開票の「第18回統一地方選挙・鳥取県知事選挙」に現職の**平井伸治さん**(53才/写真上段右)を推薦することを決定しました。

組合員のみなさまはもとより、ご家族、友人、知人のみなさまからのご支援もお願いいたします。

—各地協も「新春のつどい(賀詞交歓会)」を盛大に開催—



—賃上げで景気の底支えを!「休み方」「働き方」改革で長時間労働撲滅!— 連合鳥取2015春季生活闘争方針を決定(全文はHPに掲載)

連合鳥取は「第2回(拡大)執行委員会(2015.1.23開催)」において「連合鳥取2015春季生活闘争方針」を決定しました。

取り組みのポイント

1. 「連合2015春季生活闘争方針」を基本にしつつ、地域労働者の雇用と生活を守る運動として、共通する運動課題を掲げ全構成組織が参加する地域春闘を展開する。
2. すべて組合が取り組むべき課題(ミニマム運動課題)について、連合方針に基づき設定する。また、連合鳥取として「重点取り組み課題」を設定する。
3. 非正規労働者も含め「すべての労働者の処遇改善」に向けた闘争と位置付け、賃金の「底上げ・底支え」をはかるために、すべての生活の基礎である「月例賃金の引き上げ」にこだわり、賃金

- カーブ維持分の確保をしたうえで、2%以上を積極的に求める。とりわけ喫緊の課題である賃金・労働条件の格差是正や均等処遇の実現に力点を置いた取り組みを行う。
3. 中小・地場組合の賃金改善に向けて、連合方針及び地域ミニマム運動で把握した賃金分析結果を活用し、中小・地場組合の「要求目安」「地域ミニマム賃金の目標」を設定する。
4. 連合鳥取と各産別が連携し、積極的な情報開示等、県内に交渉機能を持つ中小・地場組合の運動を支えるとともに、地域社会への波及効果をめざす。あわせて、春闘街宣活動の強化を図る。

取り組みの具体化

1. 事前労使協議の徹底で「諸課題について労使の共通認識と知恵を絞らう体制」を確立する。
2. 「雇用の安定確保」は最優先課題
3. 連合「ミニマム運動課題」の実施
 - ①賃金制度の確立・整備と賃金カーブ維持分の明示・確保
 - ②非正規労働者を含めたすべての労働者を対象とした処遇改善
 - ③企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ
 - ④産業実態を踏まえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げ

4. 連合鳥取「重点取り組み課題」

- ①要求書の提出
- ②非正規労働者を含めた全労働者の処遇改善
- ③企業内最低賃金の協定化
- ④総実労働時間の短縮と時間外割増率の引き上げ
- ⑤希望者全員の65歳までの雇用確保

5. 具体的な労働条件の要求と取り組み

(1)賃上げ要求

- ①賃上げの取り組み<月例賃金の要求水準の目安>
 - ①定昇・賃金カーブ維持相当分(約2%)を確保。
 - ②過年度物価上昇分はもとより、生産性向上分として賃上げ(2%以上)を求める。
また、必要に応じて格差是正・配分のゆがみの是正も求める。
※具体的な要求設定額は、連合方針を踏まえ構成組織が設定する。
- ③生活・職務関連手当等の引上げ
- ④企業内最低賃金の取り組みの一層の強化
(全組織での各産業に相応しい水準での協定化)
- ⑤18歳高卒初任給の参考目標値…149,000円【連合鳥取独自設定】
- ⑥一時金水準の確保・向上で年間収入増

(2)非正規労働者の労働条件改善の取り組み

- ①コンプライアンスの徹底
- ②間接雇用労働者を含むすべての非正規労働者の労働条件改善の取り組み
- ③直接雇用の非正規労働者への取り組み

【重点項目】

<雇用安定に関する項目>

- ①正社員への転換ルールの明確化・導入・促進
- ②無期労働契約への転換促進

<改正労働契約法を踏まえた均等処遇に関する項目>

- ①昇給ルールの明確化
- ②一時金の支給
- ③正社員と同様の時間外割増適用
- ④無期契約転換後における均等処遇の確保
- ⑤福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- ⑥社会保険の適用拡大

(4)「誰もが時給1,000円」をはじめとする「均等処遇の実現」に向けた取り組み(目安=37円)

(3)規模間格差の是正、中小の取り組み

<連合鳥取として中小・地場組合に対する参考数値を提示>

①賃金水準改善のための水準値の設定

①到達すべき水準値(参考)

【個別賃金データ25才平均値をベースに連合鳥取独自設定】

25歳	174,700円	(3,800円)
30歳	193,700円	(3,800円)
35歳	212,700円	(3,800円)
40歳	231,700円	(3,800円)

()内は1歳1年間差

②賃金引上げ要求目安

- ・賃金カーブ維持分が算定可能な組合/その維持原資労使で確認
- ・賃金カーブ維持分が算定困難な組合【連合鳥取独自目安】
／賃金カーブの維持相当分として3,800円以上を要求
- ・過年度物価上昇分、生産性向上分として「賃上げ2%以上」を要求
- ・賃金水準の低下や格差是正などの状況に応じて「賃金改善分」を要求
- ※具体的には、
3,800円+4,500円(物価上昇・生産性向上)=8,300円以上+(賃金改善分)
- ③「地域ミニマム賃金」の目標設定

年齢ポイント	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳
2015闘争目標	147,700円	164,800円	178,900円	190,300円	199,500円

※目標の設定基準:全産業・男女計、第1四分位の3次回帰を基本に設定。

※参考資料:費目別・世帯人数別標準生計費(平成23年、24年、25年)

(4)男女平等課題に関する取り組み

①職場における男女平等の実現

- ①改正男女雇用機会均等法の定着・点検活動の実施
- ②男女間賃金格差の点検・分析に基づいたポジティブ・アクションによる改善
- ③各単組の賃金データに基づく問題点を点検と改善へ向けた取り組み
- ④「世帯主」要件の廃止の取り組み

②両立支援の促進(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法)

- ①マタニティハラスメント防止施策の点検と、不利益取り扱いの禁止の徹底
- ②改正育児・介護休業法の定着に向けた取り組み
- ・法令遵守の点検と周知の徹底、労働協約の改定
- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除や介護

- ・休暇制度の申し出や利用などによる「不利益な取り扱い」の労使での点検と検証
- ・不利益な取り扱いの禁止について
 - ／労働協約の改定などルール化に向けた取り組みと周知徹底
 - ・男性の育児休業取得促進に向けた取り組み
 - ・非正規労働者へ制度の適用を拡充
- ③次世代育成支援対策推進法(2015年4月から10年延長)の労使による行動計画策定
 - ①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた労働組合の方針の明確化と労使協議による確認
 - ②「くるみん」マーク他の認定マークの取得をめざした取り組み
 - ③「くるみん」マークを取得した職場
 - ／その後の取り組みについての労使による確認と計画内容の実効性を高める取り組み
- (5)ワークルールの取り組み
 - ①2012年改正労働者派遣法に関する取り組み
 - ①法令順守の点検・周知、労働協約の整備に向けた取り組みの強化
 - ②派遣先労働組合／派遣労働者の受け入れや労働条件への関与を強化
 - ②2012年改正労働契約法に関する取り組み
 - ①無期転換促進の取り組み ②無期転換後の労働条件の対応
 - ③クレーン期間の悪用防止 ④労働条件の是正に向けた取り組み
 - ③2012年改正高年齢者雇用安定法
 - ①継続雇用制度を導入し、その対象者の基準を労使協定で設定している場合
 - ／希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用とする労働協約の締結に向けた取り組み
 - ④障害者雇用促進法に関する取り組み
 - ①障害者雇用促進法に定める法定雇用率(1.8%⇒2.0%)引き上げへの的確な対応
 - ②2013年の通常国会で成立した改正障害者雇用促進法(差別禁止と合理的配慮の提供義務については2016年4月施行、精神障がい者を雇用義務制度の対象とすることについては2018年4月施行)を踏まえた「障がい者が働きやすい職場づくり」への取り組み
 - ⑤労働時間法制に関する取り組み(労働協約の整備)
 - ①中小企業における月60時間を超える割増賃金率の50%以上への引き上げ
 - ②休憩時間(勤務間インターバル)規制の導入
 - ③特別条項付き36協定を適用する場合における構成組織毎の年間上限時間の設定

- ④36協定の遵守状況等の点検(管理監督者の範囲設定にかかる点検を含む)と労使協議の実施
- ⑥快適な職場づくり
- (6)政策・制度実現の取り組み
 - ①経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進
 - ②雇用の安定と公正労働条件の確保
 - ①安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化
 - ②派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化につながる労働者派遣法改正
 - ③労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し
 - ④外国人労働者の雇用改善と制度の適正化の観点からの技能実習制度の見直し
 - ⑤すべての働く者に適切な職業能力開発機会を提供するための職業能力開発促進法改正
 - ⑥すべての若者が良質な就業機会を確保するための実効性ある若者雇用対策法整備
 - ⑦男女がともに仕事と生活の調和をめざした環境整備
 - ③「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進
 - ①短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大の検討と、未適用事業所の解消や未適用労働者を適用とさせる取組みの強化
 - ②看護職の人材確保に向けた医療機関における勤務環境改の取り組み強化
 - ③介護従事者の処遇改善と社会的地位の向上、人材確保の取り組み強化
 - ④厚生年金基金制度の見直しに伴う他の企業年金制度等への確実な移行
 - ④「公平・連帯・納得」の税制改革の実現
 - ①所得税・相続税の累進性強化など税による所得再分配機能の強化
 - ②消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者への給付措置の実施
 - ③自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な財源の確保
 - ⑤公務における臨時職員・非常勤職員の処遇改善と公契約適正化の推進
 - ①公務における臨時職員・非常勤職員に対する労働契約法やパート労働法の趣旨の適用、「短時間公務員制度」の導入
 - ②公契約の適正化に向けた公契約基本法・公契約条例の制定
- 6. 取り組みの環境づくり
 - ①「中小共闘センター」の設置による「地域における共闘体制」の確立
 - ②総決起集会の開催、春闘課題をテーマとした街頭宣伝活動やマスコミ対策など、社会的アピール行動、行政機関や経営者団体等への要請行動の実施

闘いの展開

1. 春季生活闘争体制の立ち上げ

- (1)「闘争委員会」の設置
 - ①構成: 執行委員会メンバー
 - ②役割: 闘争方針に基づき企画・運営を行う
- (2)「中小共闘センター」の立ち上げ
 - ①構成: 中小労働局長、連合鳥取専従役員、中小労組を組織する産別・直加盟組織より各1名
 - ②役割: 中小労組の情報交換や闘争支援を行う
- (3)「連合鳥取2015春季生活闘争開始宣言集会」の開催
 - ①日時/ 2015年2月7日(土) 13時30分～
 - ②場所/ 倉吉体育文化会館大研修室
 - ③内容/ ①講演 「地域春闘の重要性について」(仮称)
 - 講師: JAM本部・副書記長 川野英樹さん
 - ②連合鳥取2015春闘方針提案

2. 要求書の提出と集中的交渉・決着時期の設定

- ①職場総点検活動 2月
- ②要求書の提出 3月上旬まで、遅くとも3月末までに実施
- ③集中交渉・決着 3月中旬～4月に交渉を集中させ、4月末までの決着をめざす

3. 連合鳥取の取り組み

- (1)情報の収集と提供
 - ①各構成組織の要求・妥結状況について情報収集と速報の発行
 - ②情報収集内容
 - ①賃金の定昇制度、カーブ維持分、改善分 ②地域ミニマム賃金 ③一時金
 - ④連合鳥取重点取り組み課題 等
 - ③各構成組織は、要求書の提出、回答・妥結の都度、速やかに連合鳥取に報告する。
- (2)中小共闘センターの取り組み
 - (中小労組の要求・交渉状況の情報交換、解決促進に向けた支援活動)
 - ①中小共闘センター幹事会
 - ①第1回幹事会 1月26日(月) ②第2回幹事会 4月上旬
 - ③第3回幹事会 時期未定

- ②直加盟組合へのオルグ/専従役員で2月中旬に取り組み。
- ③未解決組合激励・支援行動
 - ①情勢を見極めつつ、中小共闘センター幹事会で検討する。
 - ②未組織労働者を含めた地域労働者への波及効果を狙いとし、構成組織の要求・妥結状況(中間集計)を4月中旬にマスコミに公表する。
- (3)集会などの開催
 - ①各地協単組代表者会議(拡大幹事会等)の開催
 - ①各地協にて具体的な取り組みへの意識合わせを目的とする
 - ②時期場所 東部地協 2月16日(月)18:30～/ホープスターとっとり
 - 中部地協 2月18日(水)18:30～/倉吉体育文化会館
 - 西部地協 2月10日(火)18:30～/米子コンベンションセンター
 - ②春闘総決起集会の開催
 - ①各地協統一行動で開催
 - ②屋外開催、デモ行進による地域社会へのアピールに取り組み
 - ③実施時期 東部地協 3月6日(金)18:00～/JR鳥取駅前(風致広場)
 - 中部地協 3月6日(金)18:30～/倉吉体育文化会館
 - 西部地協 3月16日(月)18:15～/米子市文化ホール前
- (4)経営者団体への対応 2月13日(金)15:00～/対翠閣
- (5)行政機関への要請
- (6)労働相談対応(「全国一斉労働相談ダイヤル」の実施)
 - ①電話相談配置期間 2月12日(木)～14日(土)各日10:00～19:00
 - ②電話設置場所 連合鳥取事務所
 - ③電話対応者 構成組織からの担当者、専従者で対応
 - ④事前周知活動 各地協事前PR、新聞広告、マスコミへのアピール
- (7)街頭宣伝活動
 - ①連合方針に基づく社会的キャンペーン等について、街頭宣伝活動・チラシ配布行動に県連合・地協・女性委員会等で連携して取り組む。
 - ②街宣車による定例街宣行動/3月上旬～4月中旬の期間の毎週金曜日に基本に取り組む。
 - ③政策制度に関わる連合全体として取り組む行動/官民一体となって積極的に対応する。

ご存知ですか? 「連合鳥取第3次男女平等参画推進計画」①①

☆27産別中23産別<92単組>から回答

参考/組合員中、女性組合員は何人ですか?

【回答】女性比率42% (女性組合員11,051人/全組合員26,265人)

問1/単組の大会で代議員のうち女性代議員は?

【回答】女性比率21% (57単組より回答) (女性代議員436人/登録代議員総数2,119人)

※全組合員参加対象の場合 女性比率32% (47単組より回答) (女性代議員880人/登録代議員総数2,726人)

★全組合員参加対象の大会では、全大会に女性代議員が参加。

全組合員参加形式であれば、周囲の雰囲気もあると思われるが、女性が仲間を声をかけやすい(参加のハードルが低かったのではないだろうか)。

問2/単組の運動方針に男女平等参画「連合のめざす3つの目標」への取り組みが明記されていますか?

【回答】明記されている……9単組 明記されていない……81単組 無回答……4単組

★単組によっては「産別の型の方針」を準備しているところもあり、全単組が3つの目標を明記するためには、まず全産別に明記していただく必要がある。各単組により男女平等参画の取り組みに温度差がある。役員の手がかりがないこと等が要因としてあるのでは。単組によっては、「連合の目標=単組の目標」というイメージがあるように思われている。構成組織の女性組合員比率によって数値目標も違うため、目標の再認識を行うことが必要。

今回も「2014男女平等参画実態調査」結果から「単組」からの回答について紹介するね。各単組の大会運動方針に「連合のめざす3つの目標」を明記して、「働きやすい職場」を作っていく!



(連合のキャラクター) ユニオニオン

連合は、ともに働く仲間(パート・契約・派遣、公務の臨時、非常勤で働くみなさん)の「不安だ」「困った」の解決に向けて一緒に考えます



「全国一斉労働相談ダイヤル」実施

2月12日(木)～14日(土) 10時～19時

※解雇・雇止め以外のご相談についてもお気軽にお電話ください 仕事のことで不安なら迷わず

いこうよれんごうに 0120-154-052

上記の実施日以外も受け付けています

Information

※詳しくは、連合鳥取事務局へお問い合わせください。

連合鳥取 2015年度年間活動計画

2月	7日(土)	2015春闘開始宣言集会	6月	20日(土)	男女平等参画学習会	
	10日(火)	西部地協2015春闘産別単組代表者会議		23日(火)~24日(水)	平和行動inオキナワ	
12日(木)~14日(土)		全国一斉労働相談ダイヤル	7月	11日(土)	労働政策セミナー・政策討論集会	
		2015春闘経営者団体との意見交換会		16日(木)	第8回執行委員会	
		16日(月)	東部地協2015春闘単組代表者会議	8月	5日(水)~6日(木)	平和行動inヒロシマ
		18日(水)	中部地協第2回単組代表者会議		8日(土)~9日(日)	平和行動inナガサキ
		19日(木)	第3回執行委員会・第2回闘争委員会第1回メーデー実行委員会		8日(土)	ピースウォーク(予定日)(中央=東部)
3月	6日(金)	2015春闘総決起集会(東部・中部)	9月	20日(木)	第9回執行委員会	
	7日(土)	3.8国際女性デー		22日(土)	労組リーダーセミナー	
	16日(月)	2015春闘総決起集会(西部)		28日(金)	連合中国ブロック竹島集会	
	24日(火)	第4回執行委員会・第3回闘争委員会		10月	12日(土)~13日(日)	平和行動inネムロ
26日(木)	鳥取県知事選挙告示	17日(木)	第10回執行委員会			
4月	3日(金)	鳥取県議会議員選挙告示日	26日(土)		連合鳥取杯親睦ゴルフ大会	
	12日(日)	第18回統一地方選挙(鳥取県知事・県議会議員)投票日	11月	15日(木)	第11回執行委員会	
	16日(木)	第5回執行委員会・第4回闘争委員会		17日(土)	防災学習会	
	26日(日)	第86回鳥取県メーデー大会(中央=西部、東部・中部)	(未定)	セイフティネットワーク集会		
5月	14日(木)	第6回執行委員会・第2回国民運動局会議	11月	12日(木)	第12回執行委員会	
6月	18日(木)	第7回執行委員会		19日(木)	第13回執行委員会	
					第23回定期大会	

※通年的な取り組み ○エコライフ21(クール&ウォームビズ) ○マイバック利用運動 ○マイ箸運動 ○割り箸回収運動 ○エコキャップ回収運動
 ※吉林省総工会との交流 (今年度は訪中予定)

“ザ・議員”

松本 熙 境港市議会議員

正月の2日と3日、今年も箱根駅伝で選手たちが懸命に母校のタスキを繋ぐ姿に勇気と元気をもらいました。

年末の衆議院総選挙は戦後最低の投票率に終わり、自民党は全有権者の絶対支持率が24%に過ぎませんでした。安倍首相は新年のあいさつで、「国民の信任を得た」と強権的な発言を繰り返しています。

ワインやうちわを配る議員がいてもお構いなしの不誠実な政権に、駅伝の爽やかな気持ちが吹っ飛んでしまいました。

アベノミクスの矢が尽きてしまうのか、私たちが力を合わせ自公政権に立ち向かうのか、労働者の団結する力で政権と資本家に対峙し、「格差社会の是正」と「安心社会の実現」に向けて共闘するときだと考えています。



市政報告会の様子

柘 康弘 境港市議会議員

平成26年6月定例会において、「憲法9条を壊す集団的自衛権行使を容認する閣議決定や法律制定に反対する請願書」及び「『海外で戦争する国』にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願」これら二つの請願を受け、審査の過程で私は「時の内閣の判断で憲法解釈が変わることがあってはならない」と訴えました。

結果は、私が所属する会派「きょうどう」7人(うち1人は議長のため採決に加わらず)を含む9人が採択、6人が不採択との結果で、賛成多数で採択意見書提出と決しました。

今後も暴走する政府・自民党に対し意見を申す議会となるよう尽力してまいります。



議会の様子

わたしたちの国の政治状況は、働く者にとっては大変な時代が続いていると実感しているのは私だけではないと思います。▼昨年末の大義なき解散総選挙では国民の審判結果は安倍政権継続となりました。本通常国会で労働法制の改悪がまた提出され審議されます。派遣制度の見直し、残業代ゼロ法案、解雇の金銭解決制度、限定社員制度など、企業だけが恩恵を被る法律案が続々と出てきそうです。労働者保護ルールの規制緩和阻止に向け断固として立ち向かわなければなりません。ぜひ、組合員のみならずも興味をもつていただき立ち向かおうではありませんか▼また、労働組合の最大の運動、連合鳥取2015春闘方針(方針内容P2-P3参照)が決定しスタートしました。今回で60回目の春闘となります。今次春闘の柱は、すべての組合が「賃上げ」「時短」「政策・実現の取り組み」を3本柱の取り組みと位置づけ、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と、デフレからの脱却、社会経済の好循環実現に向け闘争を展開します▼連合鳥取に集う構成組織が一体となり、働く者の期待に沿う地域春闘に全力で取り組みましょう。

(マッサン)



環境にやさしい紙



再生紙を使用しています